令和８年度内部統制評価報告書審査実施計画

１　審査の目的

知事が作成する内部統制評価報告書については、地方自治法第１５０条第５項の規定により監査委員が審査し、意見を付することになっているため、当該報告書の審査を実施する。

２　審査の対象

令和７年度内部統制評価報告書

３　審査の実施項目

審査事項は、次のとおりとする。

(1) 評価手続に係る記載の審査

① 評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務について網羅的に評価されているか。

② 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか。

③ 評価が形骸化していないか。

(2) 評価結果に係る記載の審査

① 評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

② 是正された整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに正しく是正されたか。

４　審査の実施方法等

上記審査事項を確認するため、内部統制の評価を所管する所属から提出のあった内部統制評価報告書等により、事務局職員による予備審査を行った上で、監査委員により当該所属等から内部統制評価に関する状況を聴取するとともに、その他の監査等で得られた知見を踏まえて審査を行う。

５　評価対象期間及び評価基準日

評価対象期間は令和７年４月１日から令和８年３月３１日とし、評価基準日は令和８年３月３１日とする。

６　審査の実施時期

令和８年８月１２日（水）～９月７日（月）

７　評価範囲

財務に関する事務

８　意見交換等の実施

監査委員は、審査意見書を提出したときは、内部統制の評価に関して、知事との意見交換等を行うものとする。